

計画変更に伴う手数料算定面積

	変更の内容	面積算定の内容 (建築面積及び水平投影面積を床面積とみなす)	床面積(m <sup>2</sup> )
1	敷地に接する道路の幅員, 敷地が接する部分の長さ, 敷地面積, 敷地境界線又は敷地内における建築面積の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積	
2	建築面積の変更	変更される建築面積	
3	高さ又は階数の変更	高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積	
4	床の変更	変更される部分の床面積	
5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積	
6	柱の変更	変更に係る柱にあつては当該階の支配面積	
	はり又はけたの変更	変更に係るはり又はけたにあつてはスパンの1/2の床面積	
7	壁の変更	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積	
8	屋根, 軒, 軒裏, 庇又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積	
9	開口部の変更	変更される開口部の面積	
10	土台, 基礎又は基礎ぐいの変更	土台, 布基礎又はこれに類する基礎にあつては「7」の壁に準じ, その他の基礎又は基礎ぐいにあつては「6」の柱に準じて算出された面積	
11	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積	
12	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積(ただし, 壁に含まれる場合は「7」の壁に準じる)	
13	建築設備の変更 (排煙, 非常用照明, 避雷設備等)	変更される開口部(排煙窓)の面積・排煙機の新設は一基につき30m <sup>2</sup> 予備電源 避雷設備の新設 避雷方式の変更	
	I	1~13の合計	
	II	1~13に掲げる変更以外のもの 変更に係る部分の床面積の合計が30m <sup>2</sup> 以下として扱う ※用途変更については別区分で算定する	
	A	I・IIの面積 (変更前の床面積を超える場合はその面積)の1/2	
	B	床面積の増加する部分の面積	
		手数料算定床面積(A+B)	
		手数料	

※移転, 大規模の修繕, 大規模の模様替, 用途変更は, 各々で算定する。